

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>トルコにおけるアフガニスタン 女性警察官訓練への支援について</p>	<p>平成27年10月1日 国際課</p>
<p>1 経緯</p> <p>○ 平成23年から4回にわたり、トルコにおける同国警察によるアフガニスタン警察官の訓練に、我が国の警察から柔道講師を派遣。アフガニスタン警察訓練生に対し、柔道及びこれを通じた警察官としての規律や職業倫理を指導。</p> <p>○ 今般は、トルコ政府から独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、女性警察官の能力強化に係る専門家の派遣を依頼され、アフガニスタン女性警察官の訓練に、我が国警察から派遣するもの。</p> <p>2 支援概要</p> <p>10月12日（月）から10月16日（金）までの間、以下の依頼テーマに関する講義やグループワークを実施。</p> <p>(1) 依頼テーマ</p> <p>ア 日本における女性警察官の活躍、職域拡大の歴史、組織での女性の地位の変遷</p> <p>イ 市民、特に女性が安全・安心に暮らせる地域社会づくりにおける女性警察官の役割</p> <p>ウ 性犯罪・配偶者暴力等の捜査等、現場活動における対処要領・女性警察官の役割</p> <p>(2) 実施場所</p> <p>トルコ・シヴァス警察訓練センター</p> <p>(3) 派遣講師</p> <p>女性警察官2名（警察庁警視1名、警視庁警部1名）</p>		

愛知県警察は、平成27年9月24日、愛知県春日井市において発生した強盗殺人等事件について、9月29日、被疑者を強盗殺人罪等で通常逮捕した。

1 被疑者

住居 愛知県春日井市

無職

27歳

2 被害者

(1) 住居 愛知県小牧市

飲食店店員 A 男 35歳 死亡

(2) 住居 愛知県小牧市

飲食店店員 B 男 39歳 重傷（入院中）

3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成27年9月24日、愛知県春日井市内の飲食店において、店員2名に対して鉄棒様のもので頭部を殴打するなどして、1名を殺害、もう1名に重傷を負わせた上、現金約260万円を強取したものの。

4 捜査の経過

- (1) 9月24日、被害店舗を訪れた配達業者からの110番通報により認知。
- (2) 現場及び被害者の状況から建造物侵入・強盗殺人・強盗殺人未遂事件と判断、捜査本部を設置して捜査を推進。
- (3) 所要の捜査の結果、元従業員の男を被疑者として特定し、9月29日、指名手配の上、公開捜査を行って所在捜査中のところ、同日、建造物侵入・強盗殺人・強盗殺人未遂罪で通常逮捕。

公安委員会 説明資料No. 3	三重県伊勢市における男子高校生に よる殺人事件の検挙について	平成27年10月1日 捜査第一課
--------------------	-----------------------------------	---------------------

三重県警察は、平成27年9月28日、三重県伊勢市内において、女子高校生の遺体が発見された事件で、同月29日、被疑者を殺人罪で通常逮捕した。

1 被疑者

三重県伊勢市

高校3年生 甲 男 18歳

2 被害者

三重県松阪市

高校3年生 A 女 18歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成27年9月28日、三重県伊勢市内において、被害者の胸部を包丁で突き刺して殺害したものの。

4 捜査の経過

- (1) 9月28日、現場に臨場した消防からの110番通報で認知。
- (2) 現場及び遺体の状況から殺人事件と判断。
- (3) 現場にいた同級生の男から事情聴取した結果、犯行を自供したことから被疑者として特定し、9月29日、殺人罪で通常逮捕。

公安委員会 説明資料No. 4	国土交通省航空局職員らによる 羽田空港格納庫事業をめぐる贈収賄事件 の検挙について（警視庁）	平成27年10月1日 捜査第二課
--------------------	--	---------------------

警視庁は、平成27年9月23日、被疑者2名を贈収賄で通常逮捕した。

1 被疑者

(1) 収賄被疑者

氏名

年齢 39歳

職業 国土交通省航空局安全部運航安全課航空事業安全監査室運航監査第4係長

※ 犯行時、同局航空ネットワーク部首都圏空港課業務係長

(2) 贈賄被疑者

氏名

こと

年齢 61歳

職業 無職

※ 犯行時、代表取締役

(航空機の整備・修理業、航空機格納庫の管理・運営業)

2 逮捕事実の要旨

収賄被疑者は、東京国際空港における国有財産使用の許可、国有財産使用者からの国有財産使用料の徴収等を業務とする東京航空局及び東京空港事務所に対する指揮・監督を行うなどの職務に従事していたものであるが、東京国際空港の敷地使用料の納付督促、同使用許可の更新等について便宜を図った謝礼として供与されるものと知りながら、平成25年12月、贈賄被疑者から、約50万円の賄賂を收受したものの。

3 捜査の経過

所要の捜査の結果、上記事実を特定し、9月23日、被疑者2名を贈収賄で通常逮捕した。

1 大会の目的等

本大会は、全国の白バイ乗務員の安全運転技能を向上させ受傷事故の絶無を期すとともに、士気の高揚及び融和団結を図ることを目的として、昭和44年に第1回大会を開催し、今大会で46回目の開催となる。

2 実施年月日

平成27年10月10日（土）、11日（日）の2日間

3 実施場所

茨城県ひたちなか市新光町605番地16
自動車安全運転センター 安全運転中央研修所

4 大会日程及び競技種目

- 10月10日（土）【大会1日目】
 - ・ 開会式及び分列行進
 - ・ バランス走行操縦競技
 - ・ トライアル走行操縦競技
- 10月11日（日）【大会2日目】
 - ・ 不整地走行操縦（モトクロス）競技
 - ・ 傾斜走行操縦（スラローム）競技
 - ・ 閉会式

5 参加選手等

- 男性警察官の部（141名）
 - ・ 第1部（白バイ乗務員数の多い9都府県警察）～36名
 - ・ 第2部（皇宮警察及び上記第1部以外の34道府県警察）～105名
- 女性警察官の部（45名）
皇宮警察及び28都道府県警察

6 表彰

- 男性警察官の部
 - ・ 団体 第1部 第1位～第3位
 - 第2部 第1位～第6位
 - ・ 個人 個人総合 第1位～第10位
 - 各種目別 第1位～第3位
- 女性警察官の部
個人 第1位～第3位

公安委員会 説明資料No. 6	「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」等について	平成27年10月1日 警備企画課
----------------------------------	--	---------------------

1 概要

平成27年10月5日に、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。以下「法」という。）が施行されることを受け、法第3条第1項の規定に基づき国際テロリストを公告する。

また、法第4条第1項の規定に基づく国際テロリストの指定に関し、同条第4項の規定に基づく聴聞を実施する。

2 法第3条に基づき公告する国際テロリスト

国際連合安全保障理事会決議第1267号等によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが、同理事会決議等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたときは、その者の氏名又は名称その他の事項を国家公安委員会告示により公告する。

【公告する国際テロリスト：362個人・77団体】

(内訳)

- タリバーン関係者
 - 自 然 人：135個人
 - 法人その他の団体：5団体
- アル・カーイダ関係者
 - 自 然 人：227個人
 - 法人その他の団体：72団体

3 法第4条に基づき指定する国際テロリストに対する聴聞

国際連合安全保障理事会決議第1373号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストに対する聴聞手続を開始する。

- 聴聞を実施する国際テロリスト
 - 自 然 人：7個人
 - 法人その他の団体：18団体

4 今後の予定

- (1) 10月5日：国家公安委員会告示の官報掲載（法第3条に基づく公告）
- (2) 10月29日：国家公安委員会による指定（法第4条に基づく指定）
- (3) 10月30日：国家公安委員会告示の官報掲載（法第4条に基づく指定に係る公告）